

速度取締り指針

令和8年4月
菊川警察署

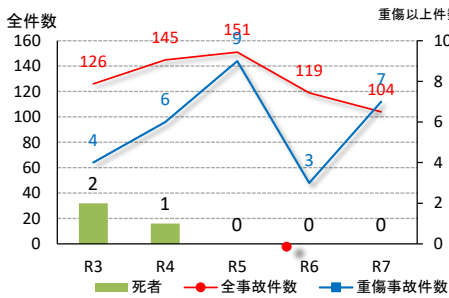
菊川警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
主要地方道吉田大東線	14:00~19:00	菊川市吉沢から本所までの間	40km/h
市道	14:00~19:00	御前崎市佐倉から白羽までの間	40km/h

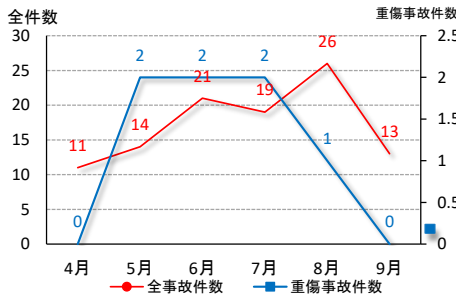
※重点路線以外の場所、時間帯であっても取締りを実施しています

管内の交通事故発生状況

過去5年における発生状況(各年度上半期)



前年度上半期の月別事故発生状況



前年度上半期における交通事故発生状況

	前年度上半期	
	件数	前年比
件数	104	-15
うち重傷以上事故	7	4
死者	0	0
負傷者	130	-22
うち重傷者	7	4

事故起因者直前速度50km/h以上の死亡または重傷交通事故発生状況(高速道路、国道バイパスを除く)

過去5年の状況



- 6時から12時
- 12時から18時
- 18時から24時
- 0時から6時

その他取締りの要点等

- 管内では、御前崎市内において二輪車が被害者となる死亡事故が発生しており、速度取締りを重点路線を中心に実施します。
- 速度取締りについては、重点路線以外の生活道路や小中学校の通学路になっている道路において、交通弱者を保護する観点から移動式オービスを用いた速度取締りを実施します。
- 速度取締り以外では、重大事故に直結する交差点関連違反(横断歩行者妨害、信号無視、指定場所一時不停止等)についても重点を置いて取締りを実施します。
- 4月から、自転車に対する反則金制度が導入されることから、主要交差点における自転車指導取締りを強化します。